

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成26年6月24日

兵庫県知事 殿

提出者

住 所 川西市東畦野5丁目21番1号

氏 名 市立川西病院

病院事業管理者 姫野 誠一

電話番号 072-794-2321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	市立川西病院
事業場の所在地	川西市東畦野5丁目21番1号
計画期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	83医療業 8311一般病院
事業の規模	許可病床250床
従業員数	約280人
特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物 収集運搬 中間処理(溶融処理) 再資源化(鉄資源、スラグ)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙のとおり		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
現状	【前年度(平成25年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	70.3 t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物
	排出量	65.0 t
	(今後実施する予定の取組) 院内において、廃棄物の分別の徹底を実施し、感染性、非感染性の区分を改めて点検確認し、非感染性についてはできる限り再資源化を図り、廃棄物の減量化と再資源化に努めます。	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利なもの・・・金属容器、丈夫なプラスチック容器 固形状のもの・・・金属容器、丈夫なプラスチック容器 +ダンボール	
計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の分別を引き続き実施するとともに、環境省「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(平成24年5月)に記載されている内容を遵守し、分別の徹底に取り組みます。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	70.3 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	70.3 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 単に、廃棄物処理法に基づいて適正に処理されることだけにとどまらず、廃棄物の再資源化を考慮した取り組みを実施している処理業者を選定に努めている。 (参考事項) 廃棄物の処理方法ですが、焼却処分ではなく製鋼用電気炉を使った完全溶融処理(1650)です。鉄分は鉄資源として製品に、スラグは冷却後に再加工し路盤材になるという処理方法を行っています。		

計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	65.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	65.0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>単に、廃棄物処理法に基づいて適正に処理されることだけにとどまらず、廃棄物の再資源化を考慮した取り組みを実施している処理業者を選定に努めている。</p>			
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 8 欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物) 管理体制

